

国際法務総合センター運営事業におけるモニタリング結果表(平成30年度)

1 各運営業務の履行状況

(1) 東日本成人矯正医療センター

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		扉の未施錠など
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	総務	交通(物損)事故の発生
	収容関連サービス	食事への異物混入, 誤配食
	警備	該当なし
	医療	該当なし

(2) 矯正研修所

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	総務	該当なし
	警備	該当なし

(3) 公安調査庁研修所

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	警備	該当なし

(4) 国連アジア極東犯罪防止研修所

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		該当なし
総括マネジメント		該当なし
維持管理		該当なし
運営業務	警備	該当なし

2 違約金の対象となる事実

該当なし

3 功績のあった事実

医療機器等の追加整備や特定患者への対応など

4 全体的な傾向

事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく、減額ポイント計上に至った事実の多くは、業務の疎漏によるものであった。ただし、要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため、実害は生じていない。

また、功績事実として、追加で必要となった医療機器等の整備や、特定患者への臨機応変な対応など、要求水準等に定める範囲を超える貢献があった。

全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。